

国立市これからの公共施設の在り方審議会会長 殿

国立市長 永見 理夫

諮 問 書

国立市これからの公共施設の在り方審議会条例第2条の規定により、
下記の件について、貴会の御意見を伺いたく諮問いたします。

記

1. 諮問事項

（仮称）国立市公共施設再編計画(案)の策定について

2. 諮問理由

国立市が保有する公共建築物は123施設ありますが、今後50年間、現在の規模のまま維持・管理・運営し続けるためには年間9億円を超える予算不足が生じると推計されています。更には道路や下水道などインフラ施設についても老朽化が進行し、多くの維持・更新費用が必要となりますが、市民生活や経済活動に直結する重要な社会基盤であることから、インフラ施設の縮減や廃止は難しい性質があります。そのため、社会情勢に合わせた公共建築物の規模・配置の適正化や公民連携手法を導入した効率的な更新や運営、資産の活用を基にした予算不足の解消が求められています。

このような状況において、国立市総合基本計画におけるまちづくりの目標達成を図りながら、公共施設等総合管理計画に基づき、施設整備の事業計画を策定することが、市民サービスを低減させることなく、将来を見据えた行政経営にとって非常に重要となります。

また、本計画は市民生活に係る様々な計画等とも関連し、将来のまちづくりに大きく影響することから、今後のまちづくりの在り方を踏まえた計画策定について貴会に諮問するものです。

以上

② 国立市これからの公共施設の在り方審議会条例

(平成28年3月31日 条例第4号)

国立市これからの公共施設の在り方審議会条例

(設 置)

第 1 条 限られた財源の範囲内で、公共施設の安全性を確保しつつ必要なサービスを適切に提供するために、これからの時代に必要な公共施設の在り方を審議することを目的として、国立市これからの公共施設の在り方審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長からの諮問に応じて、これからの公共施設の在り方に関する事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

2 審議会は、市長から公共施設マネジメントの推進状況について報告を受けるとともに、市長に対し必要な助言を行う。

(組 織)

第 3 条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 4人以内

(2) 市民 6人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名するものとする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、政策経営部政策経営課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 49 年 11 月国立市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 69 号を第 70 号とし、第 21 号から第 68 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 20 号の次に次の 1 号を加える。

(21) これからの公共施設の在り方審議会委員

第 4 条中「第 2 条第 15 号から第 66 号まで」を「第 2 条第 15 号から第 67 号まで」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 2 条第 67 号から第 69 号まで」を「第 2 条第 68 号から第 70 号まで」に改める。

別表第 2 中

「

事務事業評価委員会委員	〃 9, 100 円	を
-------------	------------	---

」

「

事務事業評価委員会委員	〃 9, 100 円	に
これからの公共施設の在り方審議会委員	〃 9, 100 円	

」

改める。

③ 国立市これからの公共施設の在り方審議会委員名簿

(敬称略・区分ごとの五十音順)

2020 (令和2) 年 10 月 19 日現在

役 職	氏 名	肩書き等	備 考
	佐々木 陽一	株式会社 PHP 研究所 公共イノベーション課 主任研究員	学識経験者 (公共施設マネジメント)
	杉野 聖子	江戸川学園おおたかの森専門学校 副校長 前 国立市放課後子ども総合プラン特別委員 会議 議長	学識経験者 (子ども、子育て支援)
	山口 茂	国立第三中学校長	学識経験者 (学校教育)
会 長	山重 慎二	一橋大学 経済学研究科 教授 同大学 国際・公共政策研究部 研究部長 元 国立市財政改革審議会 委員 前 文部科学省 学校施設の在り方に関する 調査研究協力者会議 委員	学識経験者 (公共政策)
副会長	三田 友一	国立市観光まちづくり協会 理事長	市民委員 (まちづくり・都市計画)
	十松 扶美子	前 くにたちアートビエンナーレ実行委員会 副実行委員長 前 国立市基本構想審議委員会 委員	市民委員 (社会教育・文化)
	中原 修	前 北二丁目みどり会 会長 前 国立市基本構想審議委員会 副委員長	市民委員 (防災・コミュニティ)
	米川 覚	滝乃川学園 石井亮一・筆子記念館 館長 同学園理事	市民委員 (福祉保健)
	塚田 好彦		市民委員 (公 募)
	土屋 邦美		市民委員 (公 募)

※任期は令和2年6月15日～令和4年6月14日 (諮問時：平成30年6月15日～令和2年6月14日)

④ 国立市これからの公共施設の在り方審議会におけるこれまでの審議会経過

回	日時・場所	主 な 内 容
第7回 審議会	2018（平成30）年9月25日（火） 19：00～21：00 国立市役所 3階 第1・2会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■委嘱 ■会長および副会長選出 ■諮問 ■審議会の運営について ■（仮称）公共施設再編計画について
第8回 審議会	2019（平成31）年2月19日（火） 19：00～21：00 国立市役所 3階 第1・2会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■圏域について ■圏域における必要機能、公共施設の在り方について
第9回 審議会	2019（平成31）年4月23日（火） 19：00～21：00 国立市役所 3階 第3・4会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の配置状況と個別ユニット（北・西・東）について
第10回 審議会	2019（令和元）年7月16日（火） 19：00～21：00 国立市役所 1階 東臨時事務室	<ul style="list-style-type: none"> ■公共施設の在り方における基本の方針について ■西地域の確認と検討
第11回 審議会	2019（令和元）年9月24日（火） 19：00～21：00 国立市役所 3階 第1・2会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■北圏域の確認と検討 ■東圏域の確認と検討
第12回 審議会	2019（令和元）年11月12日（火） 19：00～21：00 国立市役所 3階 第1・2会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■矢川圏域の確認と検討 ■谷保圏域の確認と検討
第13回 審議会	2020（令和2）年1月21日（火） 19：00～21：00 国立市役所 3階 第1・2会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■富士見台圏域の確認と検討
第14回 審議会	2020（令和2）年5月18日（月） 書面会議 （コロナ禍影響のため特例開催）	<ul style="list-style-type: none"> ■『国立市公共施設再編計画（案）』について
第15回 審議会	2020（令和2）年7月1日（水） 19：00～21：00 国立市役所 2階 市議会委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ■『（仮称）国立市公共施設再編計画（案）』について
第16回 審議会	2020（令和2）年7月28日（火） 19：00～21：00 国立市役所 2階 市議会委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ■『（仮称）国立市公共施設再編計画（案）』【素案】について ■市民意見募集（パブリックコメント形式）の実施について
パブリックコメントの実施		2020（令和2）年8月18日（火）～9月7日（月）
第17回 審議会	2020（令和2）年10月6日（火） 19：00～21：00 国立市役所 2階 市議会委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ■パブリックコメントへの回答について ■『（仮称）国立市公共施設再編計画（案）』の答申について
答申	2020（令和2）年10月19日（月）	◎市長に対し答申

※ 会議回数は、過去からの通し回数としております。